



近畿税理士会
会長 宮田義見 殿



平成23年12月22日

近畿青年税理士連盟
代表幹事 坂井昭彦



〒530-0001

大阪市北区梅田1丁目3番1-600号

大阪駅前第1ビル6階1-102号

TEL06-6456-3312

税制改正に関する意見書

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は近畿青年税理士連盟の活動に対し、深いご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴会におかれましては「平成25年度税制改正に関する意見書」の作成にあたり、広く会員より意見・要望の提出を求めておられます。

そこで当連盟は貴会の要請に応えるべく、当連盟において取り纏めた税制改正に関する意見書を提出することにしました。

参考意見として取り上げていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、内容につきましては、以前取り上げられた項目につきましても、当連盟の要望として再度掲載しているものがあることをあらかじめお断りしておきます。

敬 具

税制改正に関する意見書

近畿青年税理士連盟
代表幹事 坂井昭彦

I はじめに

税理士は税理士法第1条の理念に基づき申告納税制度のもとで納税者の信頼にこたえ納税者の納税義務の適正な実現を図ることを通じて納税者の権利を擁護することをその使命としている。また、税理士法49条の11では税理士会に租税等について建議を行う権利が与えられている。これは税の専門家の団体である税理士会には、税に関する法案の立案課程において意見を述べることで、専門家の立場から税制に関するチェック機能を果たすという国民の負託に応えていくことが求められているからである。建議権は税理士会に与えられており個々の税理士には与えられていない。従って建議権を十分に活用するためには、税理士会は広く会員からの意見を聴取・集約することによりその責務を果たす必要がある。

当連盟は納税者の権利擁護・租税制度の改善・税理士制度の発展を目的として活動しており、意見集約に当たっては、その活動目的をふまえた上で、次の3つを基本的な考え方としている。

1. 公平な税の負担

公平性の尺度には、担税力が同じなら同じ程度の租税を負担すべきである、とする水平的公平と、担税力が異なればそれに応じて負担の程度も異なるべきである、とする垂直的公平の概念がある。両者は本来、車の両輪であり同じ事を異なる側面から述べているに過ぎず、基本は応能負担を是とする考え方である。地方税は応益負担的な側面が強調されがちであるが、地方税も租税である以上、応能負担原則が基本である。また、立法上、担税力を何に求めるかによって本来の意味における応能負担原則が損なわれる危険性があることにも留意が必要である。

2. 中立で経済の活性化を阻害しない税制

税制の中立性とは、税制が経済活動を歪めたり、特定の法形式を選択させ、または非選択とさせるよう誘導したりすべきではない、とする考え方である。しかしながら近年においては経済の活性化を促進するといった特定の政策目的を実現するため、あえて中立性の原則に反する制度が租税特別措置法などに多々設けられている。

このような状況に鑑み、今必要なことは、原点に立ち返って中立性の原則を再確認し、それに反する制度の導入は必要最小限に留めることである。そしてその導入及び廃止にあ

たっては国民への説明責任を果たすべく一般法令の改廃以上に立法過程の透明化をはかり、立法趣旨や議論の内容、特にその導入・廃止・継続の必要性、及び制度実施後の政策評価といった事前・事後にわたる情報の国民への開示を行い、それらの内容について国民が正しく判断できるよう啓蒙すべきである。政策目的を理由として安易に不公平な税制を許容することのないよう注視しなければならない。

3. 国民にとって簡素で分かりやすい税制

申告納税制度は納税者自らが租税法を理解し、自主的に申告を行うことで自らの納税義務を確定させる制度であり、税制面における国民主権の発露であると言われている。

そしてこの申告納税制度を機能ならしめるために、納税者が理解しやすい簡素な税制の構築が要請されることになる。

しかし、一般的に簡素化は公平さとは相容れぬものであり、特定の納税者に有利な税制を構築するための言い訳として行きすぎた簡素化が主張される恐れもあるため、簡素化ありきの論調は厳に慎まなければならない。

そもそも国民にとって簡素でわかりやすい税制とはどのようなものであろうか？

それは、専門家である税理士の助力があれば容易に理解できる程度の内容であることが想定されていると考えることができる。なぜならば、申告納税制度は納税者自らが租税法を理解することを前提とした制度ではあるが、その申告納税制度をささえるために設けられたのが税理士制度だからである。

近年、税法は複雑さを増しており、それに伴い専門家たる税理士の役割と責任はとみに重くなっている。専門家でも判断に迷いが生じかねないほど必要以上に複雑で難解な法律は誤解や誤読を招く要因となり、申告納税制度の維持を阻害するものである。

よって、簡素でわかりやすい税制の実現にあたっては、立法過程の透明化の実施と、明瞭簡潔かつ具体的で必要かつ十分な内容が盛り込まれた条文、そして課税の公平や中立性とのバランスを考慮した税体系の構築作業が不可欠である。

II 税制改正重点要望項目

1. 納税者権利憲章の制定について

納税者の権利保障制度を確立するために、税務行政手続に関する規定は法的実効性を持たせるために国税通則法及び地方税法又は納税者基本保護法（仮称）において、納税者権利憲章制定と同時に明文化すべきであると考える。税務行政庁は、税務行政の信頼を高め、かつ納税の公正性を確保し、国民の納税に関する義務の適正な遂行に資するため、自ら進んで国税通則法等の改正に取り組み、納税者権利憲章を制定し、これを速やかに宣言すべきである。これは先進諸外国から大きな遅れをとっている事実から鑑みても当然と言える。その際には、申告納税に関して行った事務手続き等は誠実に行われたものとして尊重される権利、税務行政庁から公正で丁重かつ配慮ある対応を受ける権利、税務調査にあたり必ず事前通知と調査理由を書面にて受ける権利、適正な更正の請求期間を与える権利、不利益処分受ける場合は必ず理由の提示も受ける権利などの納税者の基本的権利が定められなければならない。

平成23年11月30日に成立した「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」においては、上記のうち、更正の請求期間及び理由付記等については一定の進展がみられたものの、当初は盛り込まれていた納税者権利憲章の制定等、納税者の権利擁護に資する規定が修正案においては削除され、物件の提示・提出や留置、あるいは修正申告の勧奨など、課税庁の権限強化ともとれる規定は残るといった形で、本来あるべき改正の姿からは逸脱していると言わざるを得ず、同法付則106条の趣旨に鑑み、早期に納税者権利憲章の制定並びに納税者の権利擁護に資する規定の整備がはかられるべきである。

また、税務行政の運営は公正を旨とし、必要な情報を国民に提供することにより、税務行政の透明性を確保しなければならない。その上で、国民の意見・苦情等に自ら進んで対処し、誠実かつ迅速に対応しなければならない。また、国民のプライバシー保護に十分に配慮しつつ、租税収入の適正な確保と公正性を保ち、かつ透明性を高め、国民の十分な理解を得て税務行政を運営しなければならない。また、これを税務行政に携わるすべての者に周知徹底させ、国民に対するサービスの向上に努めなければならないと考える。

2. 社会保障・税に関する番号制度について

社会保障・税共通の番号制度の導入が検討されているが、その背景は、少子高齢化による高齢者の増加と労働人口の減少が続くなか、社会保障と税を一体としてとらえ、特定個人の「正確な所得情報」に基づく適切な所得の再分配の実施により、国民が公平・公正に社会保障給付を受けられるためであるとされる。

しかし、「正確な所得情報」の把握には限界があると考えられる。

そもそも番号制度の導入は、不公平税制の払拭を目的としていたはずである。つまり、すべての所得を合算し、それに累進税率を適用することが所得課税の前提であり、これにより課税の公平性が最大限確保できるという、いわゆる包括的所得課税を目指し金融・資本所得を勤労所得等と合算して累進税率を適用する総合課税が最も望ましい課税方法であ

るという考えが前提でなければならない。

ところが、「正確な所得情報」を把握して総合課税を目指すのではなく、「足の速い」金融・資本所得の海外流出抑制を前提とし、足の遅い勤労所得に対しては累進税率を適用する一方、金融・資本所得に対しては勤労所得に適用する最低税率以下の税率により分離課税する現在の二元的所得課税のまま番号制度を導入すれば、不公平税制を助長する結果になりかねない。

現状では「導入ありき」で議論が進められており、「導入の是非」などの本質的な番号制度の必要性についての議論が不十分であるため慎重に検討されなければならない。

3. 消費税率の議論は慎重に行うこと

消費税は応能負担原則にはなじみにくい税金である。担税力は所得・資産・消費に分類されそれぞれに課税されると説明されているが、本来消費に直接的な担税力はない。

所得段階で応能負担原則に従い正しく課税されておれば資産は課税済所得の留保であり消費は課税済所得の処分であるから、そこに課税を行うことは二重課税であり、不当に納税者の財産権を侵害するものであると考えることもできる。

資産税についてはその保有により帰属所得を得ていると考え、これに税を課すことも理論的には考えられなくもないが、消費に至っては所得や資産の段階で不当に租税回避されたものの処分があった場合に補完的に課税を行う手段としか考えられず、これを直接税に代わる基幹税にするといった方向性には疑問がある。

また消費税は、景気に比較的左右されない税目であり、我が国の基幹税目として高齢化社会における社会保障財源の中核を担うにふさわしいとの議論がなされている。しかしながら、消費税は低所得者ほど負担感が強くなる逆進性の問題や、景気や所得金額に関係なく納めなければならない税でもあり、景気が悪くても生活するには何ら困窮することのない高額所得者や資産家などにとっては有利な、それ以外の者にとっては所得や資産といった本来の担税力を表すものとは関わりなく負担を強いられるという問題を有している。

さらに、消費税は実質的には事業者課税であり、転嫁の問題も有している。競争力の高い大企業であれば消費税率の引き上げの際には転嫁の影響を受けにくいかもしれないが、競争力のない中小企業にとって転嫁できない可能性があり死活問題となる。

従って、消費税率の議論を行う前提として、歳入歳出の見直しや合理化は勿論のこと、昨今囁かれている複数税率の導入については、消費税率の引き上げありきであってはならず、税体系全体のあり方について慎重かつ十分な検討を行う必要がある。

III 所得税に関する事項

1. 給与所得の抜本的見直し

給与所得については年末調整を廃止し、かつ、給与所得控除額は他の所得との負担調整控除と位置づけて抜本的に見直し、現行の特定支出控除の規定は給与所得控除額に上乗せて控除する制度に改組すべきである。

1) 確定申告と年末調整の選択制

年末調整は申告納税制度の本来の趣旨には逆行する措置であるといった批判があり、支払者における年末調整事務負担などの問題やプライバシーの問題なども提起されていることから、確定申告との選択制を導入することが望ましい。

2) フリンジ・ベネフィットに対する課税の適正化

経済的利益であるフリンジ・ベネフィットは法律上所得として課税されるべきものである。しかし現実には、多種多様のフリンジ・ベネフィットの内容、範囲等が国税庁長官の発する所得税基本通達等で定められており、それによって課税の適否が判断されることになるため、租税法律主義に反する点で問題視されている。

ただし、すべてのフリンジ・ベネフィットについて課税するのではなく、認められる非課税措置は、使用者によって支給され、従業員の収入となると同時に従業員の必要経費として支出されるもののみとする。現在すでに形式上課税対象となっているものでも、評価基準が甘いもの、現実離れしたものについては見直しを行う必要がある。特に社宅等は、受け取る側からみて現金給与に匹敵する効用をもたらすものであり、給与所得と同様に課税すべきである。

3) 給与所得控除額の性質と特定支出控除の問題

給与所得控除額については、主として給与所得を得るために概算経費であり、他の所得との負担調整項目である、といった複合的な性質を持つものであると解説されているが、課税最低限の国際比較などの際には、基礎控除に給与所得控除額の最低額（65万円）を加算した金額が利用されることなど、本来は概算経費というよりは他の所得との負担調整項目としての意味合いが大きいものと考えられる。

ところで、給与所得の必要経費については概算経費ではなく実額経費を控除する制度として特定支出控除の規定が設けられているが、この規定は実額経費が給与所得控除額を超える部分について、給与所得控除額とは別途控除するといった規定になっており、給与所得控除額の負担調整部分が控除されないという不合理な規定となっている。

実額経費と認められる特定支出の内容が限定列挙とされていることと併せ、特定支出控除の規定は有名無実化されており、結果としてこの規定はほとんど利用されていない。

そこで、給与所得控除額については他の所得との負担調整控除と位置づけ抜本的に見直

し、給与所得の必要経費については特定支出控除の規定の中で納税者の選択により実額経費か概算経費かを選択し給与所得控除額に上乗せして控除する制度に改組すべきである。

また、政府税制調査会で議論されているような、法人役員は役員というだけで給与所得控除額を一般社員の半分とするなどという応能負担原則に反する制度は設けるべきではないと考える。

【図解】(金額はあくまでも仮の数値である)

【現行の給与所得控除額】	【現行の特定支出控除】								
<table border="1"><tr><td>概算経費 25万</td><td>給与所得控除額 90万</td></tr><tr><td>負担調整 65万</td><td></td></tr></table>	概算経費 25万	給与所得控除額 90万	負担調整 65万		<table border="1"><tr><td>特定支出控除 10万</td><td>実額経費の 合計額 100万</td></tr><tr><td>給与所得控除額 90万</td><td></td></tr></table>	特定支出控除 10万	実額経費の 合計額 100万	給与所得控除額 90万	
概算経費 25万	給与所得控除額 90万								
負担調整 65万									
特定支出控除 10万	実額経費の 合計額 100万								
給与所得控除額 90万									

- ※ 給与所得控除額に負担調整部分が 65 万円含まれており、概算経費が 25 万円含まれているとした場合は
負担調整 65 万 + 概算経費 25 万 = 90 万
の控除を認めているのであるから、実額経費の場合は
負担調整 65 万 + 実額経費 100 万 = 165 万
の控除を認めるべきである。
しかし現行法においては
給与所得控除額 90 万 + 特定支出控除 10 万 = 100 万円
しか控除できない。

2. 土地・建物等の譲渡によって生じた損失について損益通算及び繰越控除を認めること

平成 16 年度の税制改正により、十分な議論と周知期間のないまま（平成 15 年 12 月 17 日公表、平成 16 年 1 月 1 日以降適用）、土地・建物等の譲渡によって生じた損失は、一部の居住用の財産の譲渡損失の例外を除いて、他の所得との損益通算及び翌年以後の損失の繰越しがないこととされている。

さらに、分離課税の対象となる土地・建物等の譲渡所得がある場合において、他の所得に損失が生じたときにも、その損失を土地・建物等の譲渡所得から控除することができないこととされている。同様に前年から繰り越された純損失も、土地・建物等の譲渡所得からは控除することができない。

本来、所得税法は純資産増加説に立脚した総合課税を原則としているため、所得の種類を問わず、担税力に応じた課税が行われるべきであり、これらの損失に損益通算及び繰越控除が認められないことは、担税力を失った部分に課税が及ぶことになり適当ではなく、所得税制上、大きな問題が生じている。したがって、土地・建物等の譲渡によって生じた損失については、無条件で損益通算及び繰越控除ができるよう改めるべきである。

3. 所得金額が2千万円を超えた場合の財産債務明細書の提出義務を廃止すること

財産債務明細書の提出については昭和25年の富裕税の創設に伴い、これを補完するために設けられた制度である。すでに富裕税が廃止された現在、税務当局が財産債務明細書の提出を求める理由及び必要性が不明であり、納税者に対する節度を越えたプライバシーの侵害とも受け取られる。また罰則規定がないことから、法がその強制する意味を薄めているといえる。簡素化の観点からも早急に廃止すべきである。

4. 事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例の廃止

当条項の立法趣旨は家計と事業との区分の困難性・適正な対価の測定困難性により、恣意的な所得の分散の防止にあると解されているが、税法が一律に私法上の関係を否定する理由はない。所得税は個人課税を大原則とするものであり、当条項のごとき世帯単位課税は、その原則に大きな例外をもたらすものであり適切でない。事業に従事等する事実があり、その対価として適正な金額である限りは、一定の要件を設けた上で必要経費として認められるべきである。

5. 保証債務の履行により求償権が行使不能となった場合の税制上の手当を充実させること

保証債務の履行のために資産を譲渡した場合、求償権が行使不能と判定されるなど一定の要件を満たせば譲渡がなかったものとみなす制度が設けられているが、それ以外の場合には税制上何ら考慮されていない。この損失は、個人の私的生活面において自己の責任において保証した債務から生じたものであるとはいえ、偶発的な損失を蒙り担税力を喪失することもある。資産譲渡に係る譲渡益のみ「譲渡がなかったものとみなす」とする以外の税制上の手当が必要である。

6. 年金所得の創設

公的年金等に係る所得（以下「年金所得」という。）については平成23年の改正により一定の条件では確定申告書の提出が不要とされたが、申告を不要にするのではなく、年金所得を雑所得から分離して独立の所得区分とし、年金所得のみを有する納税者については支払者における年末調整と納税者による確定申告の選択制を導入すること。

年金所得は毎年経常的に発生し、高齢化社会においては生計を維持する基幹所得としての位置づけが高まっている。収入額の把握が容易であり、理論上は必要経費が生じ得ず負担調整としての公的年金等控除が設けられているにすぎない点など、給与所得との類似点を有する所得であり、年金所得以外に所得のない納税者については、給与所得者と同様、支払者における年末調整の手続を整備することが高齢者の納税事務負担を軽減する上で有効な措置となるものと考えられる。

ただし、年末調整は申告納税制度の本来の趣旨には逆行する措置であるといった批判もあり、支払者における年末調整事務負担などの問題も提起されていることから、確定申告との選択制を条件に導入することが望ましい。

公的年金等控除は受給者の経済力にかかわらず、一律に優遇する措置であるため世代間

のみならず高齢者間においても不公平な状況となっている。

他に一定額以上の資産や所得を有する者については控除額を制限するといったきめ細かい措置を行うべきである。

7. 退職所得課税の見直し

退職所得については勤労者のライフスタイルや就労形態が多様化し、特に就労期間が短期化する傾向が見られ、いわゆる日本の雇用慣行としての終身雇用制度が大きく変化しつつあることを理由に、長期勤務者も短期勤務者も同一の退職所得控除額（年額）を基準として課税平準化措置を講すべきだとする提言がなされている。

しかし、日本の雇用慣行としての終身雇用制については今なおその有用性を評価する声もあり、現時点において退職金未支給の長期勤務者への配慮も不可欠である。また、今後においても退職金ポータビリティー制度の整備充実いかんによっては長期勤務者に対し一定の配慮を行う必要性が依然として存続する可能性があり、短期勤務者と長期勤務者を同列に扱う制度改定は時期尚早と考える。

しかも、短期勤務者について長期勤務者と同等の課税平準化措置等をとることは、いわゆる天下り公務員の渡り退職などを助長することになりかねず、短期勤務者の退職時には退職金を支払わず、あるいは低廉な金額に抑えている実際の企業慣行にもなじまない。

そこで、短期（例えば勤続年数が5年以下）の退職所得については退職所得控除額を適用させず平準化措置も適用させないという観点から、これを給与所得とみなして課税することを提言する。具体的には、その年において一時に受けた給与として課税するか、5年内の所得に上乗せして修正申告する形をとるか、納税者が有利選択できることとする。

また、退職所得控除額は勤続年数に応じて累進的に増加するよう措置することを併せ提言する。

8. 所得控除全般について見直すこと

現在、数多くの所得控除が存在している。本来、社会保障制度上で措置すべきと考えられるものや政策的に導入され役目を終えているものなどがあり、また低所得者よりも高所得者に有利に働くなど問題点も多いのでこれらを整理する必要がある。

1) 基礎控除、人的控除

基礎控除を引き上げるとともに、人的控除については社会保障制度上の救済へシフトさせることとあわせて内容の整備をはかること。

基礎控除額は数年に一度改正されるだけで1995年以来38万円のままで変わっていない。この金額は最低生活費の保証額としては極めて低いものである。したがって、基礎控除を引き上げるべきである。

人的控除については基礎控除の引き上げを前提として簡素化すべきである。最低生活費保障控除として、扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除があるが、夫婦共働き世帯が増加した現在では独立した控除を設ける必要はなく、すべて扶養控除に統合すべきである

2) 生命保険料控除及び医療費控除

生命保険料控除は国民皆年金制度も国民皆保険制度もない戦後の復興期において国民全體の自助による資本蓄積が急務であったことから、担税力の考慮というよりは貯蓄の増進奨励といった政策的な目的により制定された制度であると考えられている。

現在においてはこれらの制度目的は既に達成されているものと考えられるので、完全掛け捨て保険以外は生命保険料控除は廃止すべきである。

医療費に関しては、介護費用や保険診療の対象とならない高額な治療を必要とする場合、同一生計であるか否かにかかわらず、民法上の扶養義務のあるものが負担する場合が多く見られる。したがって、医療費控除額の上限を撤廃し、医療費控除の対象を見直し、民法上の扶養義務がある場合は医療費控除の対象とすべきである。

9. 居住者が年の途中で死亡した場合の準確定申告書の提出期限を、相続税の申告書提出期限まで延長すること

現行法において、準確定申告書の提出期限は、相続の開始を知った日の翌日から4月を経過した日の前日までとされているが、通常の場合において、相続人は当該死亡した者のその年の確定申告書の作成と相続に関する手続を並行して行うこととなる。また、準確定申告書と相続税申告書の作成は密接な繋がりがあり、遺産分割協議の確定にも影響を及ぼすものである。相続人の事務負担の軽減という意味合いも含んで、相続税の申告期限と同じく10ヶ月以内とすべきと考える。

10. 不動産所得に係る損益通算制度の特例は早急に廃止すること

土地等に係る負債利子によって生じた不動産所得の損失の金額については、バブル期に地価高騰対策として設けられ、平成4年分以後は損益通算が認められていない。

しかし、現在では、地価が下落していることや、現実的に利息の負担により資金が流出しており、所得のないところに課税する結果となること、また平成10年度の税制改正によって、法人税では新規取得土地等に係る負債利子の特例が廃止されており、法人税との整合性を保つことからもこの制度は早急に廃止すべきである。

11. 金融所得課税の一体化について

我が国は少子高齢化社会を迎え貯蓄率が顕著な低下傾向を示すようになり、金融資産の有効活用により経済の活力を維持しようとする「貯蓄から投資へ」の構造改革が進められてきた。この「改革の方向性」で「景気情勢への十分な配慮」との方向性から導入を検討している金融所得一体化課税制度は、金融所得内での損益通算の範囲を拡大して一定の条件のもと全ての金融所得間の損益通算を可能とした分離課税方式により課税するという考

え方である。しかし、個人所得税は、担税力に応じた税負担を分かち合うという総合課税を原則としている。分離課税での課税方法は、本来負担すべき税額が軽減され、逆に税負担が本来よりも加重されたりする場合が生じ、総じて高額所得者に有利に作用することとなる。これは、租税法の基本原則である公平性の原則に反している。一時的な政策上の理由により、公平性の原則を犠牲にし、継続的に適用されるべき所得税法の理念を歪ませ、不公平な税制を助長させるような金融所得一体化課税は行うべきではない。

12. 確定申告において控除できなかった青色申告特別控除額を修正申告において、控除限度額まで控除できるようにすること

修正申告時に控除できる青色申告特別控除は、確定申告において記載された金額に限るとされているが、控除できる余裕があるのに控除できないのは不合理である。

13. 相続により事業を承継した場合の青色申告承認申請書の提出期限について、相続により事業を承継した場合の青色申告承認申請書の提出期限を、相続税の申告期限までとすること

現行の青色申告承認申請は、新たに事業を開始した時はその開始した日から2ヶ月以内となっており、相続により事業を承継した者が、青色申告の承認申請をする場合の提出期限も2ヶ月以内となっている。しかし、相続開始日から2ヶ月以内に事業の承継者を優先して確定させ、遺産の分割をすることは困難であることから、事業の承継にかかる青色申告承認申請書の提出期限を相続税の申告書提出期限までとすべきである。

14. 源泉所得税の納期の特例について

1) 原稿料又は外交員報酬等を支払う場合の源泉所得税についても、納期の特例を認めること

零細事業者などの徴収義務者の事務の負担軽減を図るために、弁護士等（所得税法204条第1項2号）に支払った報酬の源泉徴収と同様の取扱いとすべきである。

2) 事業所の新設等で新たに源泉徴収義務者となった者の源泉所得税の納期の特例は、新設後3ヵ月以内に申請すれば新設時に遡って適用されるものとすること

所得税法では、特例は承認を受けた日の属する月以降に支払った給与等に適用されるので、新設と同時に申請してもその月は適用されないことになる。

新設直後は特に多忙な時期であり、準備が不十分なうちに納期限が到来し、遅延すると加算税の対象となるのは実務上大変な負担であるので、特例の遡及適用を認めるべきである。

3) 源泉所得税の納期限を12月分：1月10日納付期限分に限り、20日に統一すること

源泉所得税は、1月だけが一定の要件を満たす場合に20日までの納付となっているが、通常は10日までに納付することになっている。しかし、これは徴収義務者にとって過重

の事務負担となっていると思われる所以、源泉所得税の納期の特例適用者だけに限らず、全ての源泉徴収義務者に対し、1月を納付期限とするものを20日に統一することにより、事務負担の軽減になるものと考える。

IV 法人税に関する事項

1. 中小法人に対する軽減税率の対象となる所得金額を引き上げること

中小企業の軽減税率の特例は中小企業の経営基盤の弱いところに配慮して、昭和56年にその対象所得金額が現行の年800万円とされ、現在まで据え置かれている。

しかし、中小企業は大企業に比べてやはり金融面に関しても間接金融に頼らざるを得ない実情や内部留保による財務健全化のためにも軽減税率の対象となる適用金額の引き上げを望む。

ただし、ひとくちに中小法人と言ってもその規模内容は千差万別であるため、単純に軽減税率の適用枠を拡大し、あるいは税率を引き下げるだけ、といった方策ではかえって課税の公平を失する結果となるため、軽減税率の適用枠を広げるとともに所得の多寡に応じて段階的な軽減税率を適用し、担税力に見合ったきめ細かい配慮を行うべきである。

2. 法人税の欠損金の繰越控除の期間を現行の7年から無期限に延ばすこと

諸外国の欠損金の繰越控除期間はたとえばイギリス・ドイツは無期限、アメリカは20年であり、それに比して日本の控除期間は短かすぎる。継続して申告書を提出している限り無期限であってもいいはずである。企業再生のためにも無期限に延長することが望ましい。

政府税制調査会では法人税率引き下げの代替財源案として欠損金の繰越控除の制限を検討しているが、欠損金の繰越控除は法人の資本の維持や担税力等を考慮して認められている制度である。これに制限を設けることは、担税力のない法人に課税することになり租税制度の本質を歪めることとなるため、到底容認することはできない。

3. 公益法人等に対する収益事業課税の根拠とその範囲を見直すこと

新公益法人制度においては「公益性」によって収益事業であっても（つまり営利法人と競合しても）法人税を課税しないという、租税理論を度外視した制度設計がなされているが、これは税制の中立性、課税の公平性に著しく反することになる。

4. 租税特別措置法を大幅に縮小・廃止すること

租税特別措置法は、特定の政策目的を達成するためのものであるが、適用対象業種や規模が限定され、また既得権益化されて、税負担の不公平感を増大し、税制を複雑化させる一因となっている。

上記の点を踏まえた上で既存の特別措置の項目について、政策目的の薄れたもの、実情に合致しなくなったもの、不公平現象が顕著なもの、一部の法人だけに適用されるものについては、直ちに縮小、廃止るべきと考える。

また平成22年度税制改正により法人等関係特別措置については適用額明細書の提出が

義務づけされた。適用額明細書の添付が申告書にない場合、租税特別措置の適用ができないという税理論の構成を逸脱している制度になっており、またその利用状況の把握、公表方法や、いつまで提出する必要があるかなど不透明な部分も多いので、早急に具体的な道筋を公表し、税法適用とは別次元の制度とするなど見直しを図るべきである。

5. 交際費等の損金不算入制度を廃止すること

交際費課税は、企業の冗費支出の抑制を目的として昭和29年以降租税特別措置法に規定され、企業の濫費支出に対する社会的批判を背景として課税が続けられてきた。しかし現在の国内企業を取り巻く環境は国際競争力の低下、国内市場の低迷による倒産件数の増加と制定当時と状況が大きく乖離し、制定された背景を無視した現行の交際費の損金不算入制度を適用する理由がない。

また現行の交際費等には、社会通念上当然に支出されるべき慶弔費のほか、収益の増加に直接寄与するものなど必要不可欠なものもある。このような企業活動において必要な支出行為に国家が租税制度を利用して介入するような現行制度は不当であるし、明らかな冗費支出や相手先の明かせない使途不明金については、所得を得るために直接必要なものは考えられないから、個別に費用性を否認すれば済むことである。経済活性化の為にも全額損金算入を認めるべきである。

6. 役員給与税制に関する事項

1) 税制の中立性を損なう「原則損金不算入制度」をただちに改めること

役員給与は支給実態のないものを除き原則損金算入と規定し直し、損金不算入とする理論的根拠がないまま、支給時期や支給方法で損金不算入とする現行の取り扱いは即刻廃止すべきである。

確定決算主義のもと、定款の枠内で支出された役員給与を損金不算入とする理論的根拠は存在せず、支給方法いかんで役員賞与を認定し、損金不算入とする現行の取り扱いは、『利益処分の役員賞与』という概念がなくなり、役員賞与も職務執行の対価（役員給与）と規定する会社法とも矛盾する。

2) 役員給与に関する同族会社と非同族会社の差別的な取り扱いの撤廃を求める

非同族会社にだけ利益運動給与を認め、あるいは非常勤役員の半年俸なども届出なしで認めるなど、役員給与税制に関して同族会社だというだけで差別的な取り扱いを行う規定は課税の公平に反するため撤廃し、公平な税制を再構築すべきである。

7. 退職給付引当金の損金算入制度を創設すること

従来認められていた退職給付引当金の損金算入制度は平成10年度改正において大幅な繰入制限（累積限度額の引き下げ）が行われ、その後平成14年度改正により経過措置が付された上で廃止されることとなったが、累積限度額の引き下げは法人税率の引き下げとの見合いで課税ベースを広げるための措置の一貫であり、制度廃止は連結納税制度の導入による8,000億円の税収減を埋め合わせるためにとられた単なる税収調整措置であり、

結局のところ法人税法の原則論の例外として別段の定めにより長年にわたり認めてきた制度を何故に廃止するのかという疑問には正面から答えておらず、正当な理論的根拠がない。

法人税法の原則論は販管費・一般管理費等の期間費用の損金算入に関しては償却費を除き債務確定主義を採用しており、これを根拠として、退職という事実が生じない限り債務が確定しているとは言えないとして、退職給付引当金については損金算入を認めないと説明がなされているが、そもそも債務確定主義を採用したのは、支出の必然性や発生の蓋然性が低い費用を恣意的に損金に算入することを認めないと考えられる。

しかし、労働協約等により退職金の支給が定められており、金額の算定も容易であり、企業会計上も負債性引当金としてその債務性を認め、適正な期間損益計算を行う見地からも計上（オンバランス化）を要請しているといった極めて拘束性確実性蓋然性の高い退職給付債務に関する引当金であるにもかかわらず、単に、具体的な給付事由（退職の事実）が発生しておらず債務が確定していないという一点のみをもってその損金算入を認めないことは、法人税法の趣旨を曲解するものである。

また、税制上、退職給付債務に関する引当金の損金算入を認めないと企業が退職金の支払いに充てるための資金を企業内部に留保するといった企業にとって当然の経済活動を阻害することになる。

従って、退職給付引当金の損金算入制度を創設すべきである。

8. 賞与引当金の損金算入制度を復活すること

賞与引当金は賞与支給対象期間と会計年度（事業年度）とが必ずしも一致しないことに鑑み、適正な期間損益計算の要請から引き当てられるものであり、従来は別段の定めによりその損金算入が認められていたが、退職給付引当金と同様、廃止すべき論拠なくして單なる税収調整（課税ベースの拡大）のために廃止された。

債務確定基準という法人税法の本則により賞与引当金の廃止を当然のものとする意見もあるが、その法人税法の本則は承知の上で、長年の間、別段の定めによって認められてきた事実があるため、ここでその本則のみを理由として廃止を正当化することには無理があった。

そもそも、単なる税収調整などといった理由は国民の税制に対する信頼を失わせ、数字あわせのための恣意的な立法を許すことになり、到底認められるものではない。その意味からも賞与引当金の損金算入制度は早急に復活すべきである。

9. 貸倒引当金の繰入について損金算入を認めること

平成23年度税制改正において、貸倒引当金制度は適用法人が銀行、保険会社その他これらに類する法人及び中小法人等に限定された。

貸倒引当金は、適正な資産評価及び損益計算のために計上されるものであり、企業会計原則において、予想される将来の危険に備えた会計処理として認められている。したがって適用対象法人を限定することなく、貸倒引当金の繰入について損金算入を認めるべきで

ある。

また法人税法上、損金算入が認められる個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額は、会社更生法の更生計画認可決定等一定の事由が生じた場合の回収不能見込み額など厳格に規定されている。このような回収不納見込額は実質的に担税力を失っているので、個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入を、全ての法人に認めるべきである。

10. グループ法人税制については中小企業の事務負担を考慮すべきである

平成22年10月1日の取引より強制適用とされたグループ法人税制であるが、中小企業であっても完全支配関係があれば適用対象となるため、適用の判定とグループ内取引の管理等には過度の事務負担が生じる。

また、グループ経営を意識していない中小企業にまで強制適用することは、いたずらに課税関係を複雑化させるだけで望ましくないため、グループ法人税制については中小企業の事務負担を考慮し選択制とすべきである。

11. 同族会社の留保金課税制度を廃止すべきである

留保金課税制度は、特定の同族会社に対して利益配当の繰延べに対処するため、更には懲罰的課税の意味合いを持たせるため創設されたが、中小企業においては内部留保を蓄積し、財務体質を強化することが企業命題で、また上場会社においても配当をしていない場合があり、課税の公平が著しく損なわれている。資本金1億円以下の法人は対象外と制度が緩和されたとはいえ、この規程の適用を受ける法人もあるため、完全に廃止すべきである。

V 消費税に関する事項

1. 仕入税額控除に関し「帳簿及び請求書等の保存」の要件を従前の「帳簿又は請求書等の保存」に変更すること

帳簿に記載すべき事項と請求書等に記載すべき事項は相互に重複しているにもかかわらず、条文上、これらを帳簿及び請求書等のそれぞれに全て記載した上で双方を保存しなければ仕入税額控除を認めないとといった規定になっている。

現実的な経済取引においては情報の重複はなるべく避けることで効率よく事務処理を行うことが一般的であり、帳簿と請求書等は相互に情報を補完する形で重複した記載をしない場合も多々あることに鑑みれば、全ての項目を法の求める要件通りに帳簿及び請求書等に記載することは事業者に多大な事務負担を強いることになる。

帳簿及び請求書等の保存の要件に関しては、帳簿又は請求書等に記載されている情報を総合することにより、その帳簿又は請求書等の保存により立証すべき事実が確認できればこれを認めることとすべきである。

したがって、従前の要件である「帳簿又は請求書等の保存」に変更すべきである。

2. 基準期間を「当該課税期間」とすること

基準期間が設けられた理由には、その課税期間に係る消費税の事務をスタートする上で前々事業年度に判断を求めることが都合が良かったこと、また自分が課税事業者か否かを事前に判断しておかないと転嫁との関係で不都合であるということが挙げられていた。

これらによると、当該期間の売上高に関係なく納税義務が発生する場合とそうでない場合が生じ、その課税期間における事業規模を反映せず極めて不合理である。

そこで、事業者については原則「課税」とし、納税義務の判断及び簡易課税の選択については当該期間の売上高が基準売上高（例えば1千万円）を超えるかどうかによって判断し、基準売上高以下の事業者については申告不要制度を創設することにより対応すべきである。

なお、この基準期間を当該課税期間とすることに関連して、平成23年度税制改正の消費税法9条の2に示す、前期の上半期間の課税売上高をもって課税事業者の判定をする改正については、事業者の時期的な課税売上高の変動による特性等を全く無視した内容であり、かえって課税の公平を損なうため廃止を求めるものである。

3. 届出書の提出期限を、当該課税期間の申告書の提出期限とすること

届出書の効力は、提出日の属する課税期間の翌課税期間以後の各課税期間について認められることなので、一課税期間先を予測しながら提出することとなる。また、中小事業者においては、課税期間終了後にその事業の内容が確定するため、届出書の効力は、申告書の

提出期限までに提出した場合には、その申告に係る課税期間から認めるべきである。特に個人事業者の場合 3 月 31 日までとすることが良いと考える。

4. 簡易課税制度の抜本的見直し

簡易課税制度は納税義務の免除と同様、新税導入を円滑に行うため、中小事業者においては原則課税に必要な納税事務を遂行する事務能力が不足しているであろうことを考慮し、納税事務負担の軽減を趣旨として設けられた制度であるが、実際には課税売上に係る事業区分の判定が困難で判断に迷うことも多々あり、しかも一般的には事業者は複数の事業区分を有するところ、課税上不利な扱いを受けないようにするために事業区分ごとの区分経理が要請されることなど、必ずしも「簡易」であるとは言えない制度となっている。

また、みなし仕入率と実際の仕入率との乖離によるいわゆる益税、損税の発生があること、例えば、原則課税により申告する能力を有しているにもかかわらず課税上の有利不利を考慮して簡易課税を選択するといった傾向があること、など多くの矛盾点、問題点をかかえている。

そこで以下の諸点につき下記の通り抜本的に改正をすべきである。

1) 簡易課税制度の原則廃止

簡易課税は原則として廃止すべきである。本来は日常の経理事務に密接に関連する新税が導入されたことに伴う時限的措置として配慮すべきであったところを、新税の導入を円滑に行うため政治的な判断により恒久的な措置とされてしまった制度であると考えられ、その導入目的は既に達成されている。

ただし、小規模法人の設立又は個人事業者の事業開始直後においては経理事務や納税事務の理解が不十分でその遂行能力も低いことが想定され、その中でも課税売上高が一定額以下の零細企業に関しては費用負担能力も低いことが想定されるため、原則課税への準備期間として一定年数（例えば 2 年ないし 5 年程度）に限り簡易課税の選択を認め、その期間内に確実に原則課税に移行できるよう必要なサポートを受けることができる措置を講ずるべきである。

2) 課税選択については届出制を廃止し、その選択は申告書の記載要件とする

免税点が 1,000 万円へ引き下げられたことにより、多数の零細事業者が課税事業者となっている。簡易課税制度を選択できる零細課税事業者にとって、経営基盤が弱い環境で翌期以降の経営状況を予測し、あるいは、将来の投資計画を立てるなど、事前に適切な選択の判断を下すことはかなり困難である。

簡易課税制度の適用については、事前の届出制を廃止し、当該課税期間に係る申告書への記載により選択できるように改正し、簡素化すべきである。

3) 繼続適用規定の廃止

現行法における簡易課税の選択等の規定について 2 年間の継続適用の規定がある。しかし、原則的な課税期間は 1 年であるにもかかわらず、最低 2 年間を 1 つの単位としてみな

ければ判断できないのは不合理であり、制度を複雑なものにしている。制度趣旨から考えても申告期限までに原則課税への移行体制が整った場合にはその移行を認めるべきであり、2年以上の継続適用とする規定は廃止すべきである。

5. 消費税についても法人税法上の規定と同等の申告期限の延長を認めること

法人における消費税の確定申告期限は課税期間の末日の翌日から2月以内とされており、消費税法上にはこれを延長する規定は国等及び一定の公共法人、公益法人等の一部において定められているに過ぎず、一般法人に関しては何ら定めがない。結局は国税通則法第11条（災害等による期限の延長）に規定する「災害その他やむを得ない理由」がない限り確定申告期限の延長はできないというのが現行の取扱いである。

一方、法人税に関しては法人税法上で、確定決算主義との関係で「決算が確定しない」一定の場合につき確定申告書の提出期限の延長が認められている。

消費税において同様の延長規定がないのは消費税が確定決算主義を採用していないこと等の理由によるものと思われるが、法人税の申告と消費税の申告は互いに密接な関係を有し、法人の決算が確定しないまま消費税の申告が先行した場合は、後になって訂正等が発生することにより修正申告や更正の請求を行わなければならなくなる可能性もある。

実務上も法人税において認められている申告期限の延長が消費税においては認められないことに合理的な理由を見いだしがたく、周知も徹底されているとは言えないことから、当然に延長が認められるものと誤解して提出を失念するといったケースが後を絶たない。

よって、法人税について確定申告書の提出期限の延長が認められる場合には、消費税についても同一の期間だけ自動的に申告期限の延長を認めるべきである。

6. 課税売上割合9.5%未満の場合の仕入税額控除の計算について「一括比例配分方式」の適用は原則廃止し、あるいは、中小法人に限定すること

仕入税額控除に関しては、本来は全ての事業者が「個別対応方式」によるべきであることは言うまでもない。しかし、実際には事務負担に配慮するといった形で比例配分方式を認めたために、損税と益税が同時に発生する制度的矛盾をかかえることとなった。

【図解】

課税仕入に係る消費税	個別対応方式(A)	一括比例配分方式(B)	(A)と(B)との差異
①課税売上のみ対応分	全額控除	課税売上割合で控除	$(1-\text{課税売上割合}) \times ①\text{の損税}$
②非課税売上のみ対応分	控除なし	課税売上割合で控除	課税売上割合 $\times ②\text{の益税}$
③共通対応分	課税売上割合で控除	課税売上割合で控除	差異なし

さらに言えば、課税売上と課税仕入の発生時期を調整し、かつ、個別対応方式と一括比例配分方式の都度選択を許すと、損税の発生を可能な限りおさえ、益税のメリットのみを生ずることができるように配慮することで合法的な租税回避が可能となることから一括比例配分方式の選択には2年間の継続適用要件が付されているが、実際には2年継続した後においては再び有利不利の判定を行うことができ、しかも個別対応方式による処理が可能で

あるにもかかわらず有利不利判定のもと計算方法を選択している例が見られることなど、結局はその恣意性・操作性を排除しきれていない。

従って、課税の公平を欠く一括比例配分方式は原則として廃止し、事務処理負担能力のない中小企業者のうち、課税売上高が小さく納付税額が少額である場合など課税上の弊害がない場合に限って認めることとすべきである。

7. インボイス方式の導入に反対する

消費税の複数税率制の導入、現行消費税制における「益税」の解消のためにインボイス方式の導入が検討されている。

附加価値税たる消費税の納税額計算は、売上の附加価値税から仕入の附加価値税を控除して算出する。インボイス方式のもとでは、この仕入税額控除を行う際に、税率や税額等が記載された「インボイス」を集計して計算する仕組みである。つまり、原則として納税する事業者はインボイスが無いと仕入税額控除を受けられない仕組みとなっている。

このことは現行の帳簿方式に比して、請求書や領収書等の発行に加えて別途インボイスを発行し、さらにインボイスを集計して保存するといった新たな業務が必要となり、事業者の事務負担を一層増大させることになる。

また、インボイスが無いと仕入税額控除が受けられないということは、課税事業者のみがインボイスを発行する方式であればインボイスを発行する権限のない免税事業者が、商取引から排除されかねない危険性が存在する。取引価格が同じであるならば、仕入税額控除の対象とならない免税事業者からの仕入が避けられる恐れがあるからである。また架空インボイスを発行し相手方に仕入税額控除を不当に受けさせる脱税行為を誘引する恐れもある。これらはインボイス方式が抱える重大な問題点と思われる。

以上の点から、インボイス方式の導入には反対する。

VI 相続税に関する事項

1. 相続税の課税方式の見直しは十分な議論を重ねた上で慎重に行うこと

課税方式の変更については未だ議論が成熟しておらず、本来の遺産取得課税方式への変更ありきの拙速な改正は時期尚早であり、現行制度を含めた他の課税方式に関する議論を積み重ねてその内容を国民に周知徹底し、国民の声を聞いた上で慎重な改正を行うべきである。

2. 自社株の納税猶予の要件を緩和し、適用しやすくすべきである

平成20年10月1日より同族会社の承継対策として相続税において自社株の納税猶予制度が導入されたが、適用要件が厳しいため現実の適用割合は低迷している。

「後継者に対する自社株の贈与について、現行の贈与税の基礎控除額を上増しする制度を設けて、納税猶予と選択適用できるようにする。」「納税猶予制度を選択適用した後、その適用を受けられなくなった場合に生じる延滞税をゼロにする。」など要件の緩和をすべきである。

3. 財産帰属について争いがある場合に納税猶予等の救済措置を設けること

係争等相続人の責めに帰さない事由による財産の争いがある場合には、争いのある部分についてはすぐに担税力があるとは認められず、その帰属が判明するまでは相続税の納税猶予等の救済措置を設けるべきである。

4. 修正申告又は更正に係る相続税・贈与税についても、一定の条件のもとに納税猶予を認めるべきである

措置法第70条の4（贈与税の納税猶予）及び措置法第70条の6（相続税の納税猶予）の規定において、納税猶予の対象となる相続税額は、期限内申告に係る税額に限られ、修正申告又は更正に係る税額については認められない。このため、修正申告において農業投資価格に基づいて計算した相続税の課税価格が基礎控除額を下回り、納付税額が算出されない場合であっても、納税猶予の適用がないものとして計算した課税価格が基礎控除額を上回り、納付税額が算出される場合には、その増差税額については納税猶予が認められず、原則として増差税額をそのまま納付しなければならない。

かかる制度は納税者の理解を到底得られるものではなく、また、救済措置とはいえ法令を逸脱したと考えられる通達が執行されることも問題であるため、修正申告又は更正に係る相続税の納税猶予にかかる救済措置を法令で手当するとともに、仮装隠蔽等の場合を除き納税猶予額の増加を認め、実際納付がない場合には附帯税も納税猶予の対象とする等、要件を緩和すべきである。

5. 財産評価の基本的事項を通達ではなく法令化するとともに、公正な評価が行われるようその方法を法定するなど整備をすること

財産評価基本通達は、相続税及び贈与税の課税標準に直接影響を与えるものであるにも

関わらず、評価方法が法令で定められておらず、通達への依存度が高く、課税庁の一方的な判断により評価額が決定されて、納税者の法的安定性が損なわれる可能性がある。従つて、租税法律主義の観点から財産評価の基本的事項を法律本文で明確に定め、具体的な評価方法については法令で定めるべきである。

6. 法定相続人が相続により財産を取得した場合の相続税額の加算は適用除外とすること

現在、相続税額の2割加算の対象となる者は、一親等の血族（代襲相続人を含む）及び配偶者以外の者が財産を取得した場合、また被相続人の直系卑属でその相続人の養子になっている者（いわゆる孫養子）とされている。

しかし、同じ法定相続人である兄弟姉妹が相続により財産を取得した場合は同世代間における財産移転に過ぎず、次の相続開始が比較的近い時期に想定されることなど、配偶者に対するものと同等の配慮が必要であることを考えると、財産取得の蓋然性が低いことを理由に他の2割加算者と同列視して2割加算を行うのは不適当である。

従つて、法定相続人（甥姪は除かれる）が相続により財産を取得した場合は、相続税の2割加算を適用除外とすべきである。

7. 相続財産に関する費用等のうち遺言執行費用については相続財産から控除すること

相続税法において債務控除が認められているのは、被相続人から承継した純財産に対して課税を行うという趣旨である。

控除すべき債務には相続の「時」だけでなく相続の「際」に現に存するものも含まれているが、あくまでも被相続人の債務を被相続人の財産から控除する趣旨であって被相続人の手を離れた相続財産について相続人等が支弁すべき弁護士費用や税理士費用及び遺言の執行に関する費用についてまで債務控除の対象とすることは認められていない。

しかし、弁護士費用や税理士費用はともかく、遺言の執行費用については被相続人の単独行為である遺言に基づき支出を余儀なくされる費用であるため、厳密に言えば被相続人の債務ではないとは言うものの、相続開始に伴う不可避的な支出であること、及び、被相続人の遺志を実行するための費用であることに鑑み、被相続人の債務とみなして債務控除を認めるべきである。

8. 住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例（いわゆる5分5乗方式）の経過措置を復活すること

平成15年の税制改正で、住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例（いわゆる5分5乗方式）は廃止され、経過措置として設けられた適用可能期間も平成17年12月31日で終了した。

しかしながら、贈与税そのものは暦年単位制度と相続時精算課税制度が並列して存在しており、本制度も暦年課税制度が存在する限りは改めて復活させるか、若しくは代替する制度の創設を検討すべきである。

9. 相続税の連帯納付義務を廃止すること

現行の法定相続分遺産取得課税方式は各人の取得した遺産の額に応じて相続税を算出する。相続人としての納税は完了しているにもかかわらず、他の共同相続人の事情により完納できない場合、納税を完了している相続人に連帯納付義務が発生するのは不合理である。また、他の共同相続人が延納の許可を受けている場合には、その共同相続人が延納税額を完納するまで長期間にわたって不安定な状態が継続する。

よって、相続税の連帯納付義務は廃止すべきである。

10. 相続時精算課税制度についての見直し

1) 相続時精算課税制度の適用を受ける財産につき、相続税の課税価額に加算する価額を贈与の時における価額と相続の時における価額のいずれか低い価額とする方法を講じること

相続時精算課税制度においては、特定贈与者につき相続が発生した場合には当該相続時精算課税制度の適用を受ける財産については、贈与時の価額によって相続税の課税価格に加算することとされている。このためこの制度の適用を受けようとする者は当該贈与財産について将来の財産価値を考慮しなければならず、その予測が困難なため当該制度の活用をためらう要因ともなり、ひいては制度普及の妨げになっている。

よって、相続時精算課税制度の適用を受ける財産につき、相続税の課税価額に加算する価額を贈与の時における価額と相続の時における価額のいずれか低い価額とする方法を講じるべきである。

2) 相続時精算課税の適用を受ける宅地等についても小規模宅地の評価減特例の適用を受けられるようにすること

当該規定は「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用を受けることができないとされている。当該制度の対象の可能性のある事業用宅地や居住用宅地などを生前贈与することは特定贈与者及び受遺者にとって著しく不利であり、制度の普及の妨げになっている。

よって、相続時精算課税の適用を受ける宅地等についても小規模宅地の評価減特例の適用を受けられるようにすべきである。

VII 共通事項

1. 少額減価償却資産（所得税・法人税）について見直しを行うこと

少額の減価償却資産に関する必要経費算入（損金算入）制度は以下の通り3つの制度が存在しており、しかも一律に取得価額基準で処理できるというわけではなく、適用要件の違いや経理・申告の方法の違い、あるいは地方税の課税への影響なども考慮しながら選択適用を行わなければならないため、判断に迷うことが少なくない。

略称	取得価格基準	趣旨	対象	備考	固定資産税
少額	10万円未満	事務負担配慮	不問	本法規定	課税対象外
一括	20万円未満	同上+激変緩和	不問	本法規定	課税対象外
即時	30万円未満	中小企業支援	中小企業	措置法規定	課税対象

そこで、簡素化のため、なるべく制度を統一すべきであると考えるが、

- ①少額減価償却資産の制度、一括償却資産制度、即時償却制度のうち前二者と後者とは制度趣旨及び対象企業を異にしていること
- ②取得価額基準を引き上げると個人事業者においては本法規定による減価償却は少額減価償却資産に限らず強制償却制とされており、しかも損失の繰越については法人よりも短く制限されているため、意図せぬ多額の早期償却を余儀なくされ、しかも資金の回収という減価償却本来の目的を果たせぬまま損失が流れてしまうと言った弊害を生みかねないことに鑑み、次のように要望する。

一括償却資産制度は廃止し、少額減価償却資産の取得価額基準を20万円に引き上げ、かつ、個人事業者については減価償却費に相当する損失の繰り越しについては一定の配慮を行うこと。

また、30万円未満の即時償却制度については現行通り青色申告者である個人と中小企業者である法人に限定し、措置法から本法規定に変更し、固定資産税（償却資産税）の課税対象から外す措置をとるべきである。ただし適用上限については政策的配慮を柔軟に行うため、措置法に規定を残すこととすべきである。

2. 社会保険診療報酬の所得計算の特例を廃止すること（所得税・法人税）

所得税及び法人税における社会診療報酬が5千万円以下である場合に概算経费率により所得の計算をすることができる社会保険診療報酬の所得計算の特例は、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置と併せ、社会保険診療報酬のいわゆる「一点評価」の問題に対し、国民皆保険制度の定着のための政治的な判断から税制により配慮をしたこと、に端を発して設けられた制度だが、社会診療報酬の点数についてはその後数次の改訂がなされ、国民皆保険制度の定着も実現し、当初の制度目的は既に達成されているものと考えることができる。

中小保険医の公共性については現在においてもなお配慮する必要はあるが、これについては医療過疎地域で医療にあたる医師や医療法人への配慮等と併せ、また別な形での立法により対応すべき問題であると考えられ、正確な帳簿に基づく申告を是とする申告納税制度を否定する概算経費をあえて存置する理由にはなり得ず、課税の公平の見地からもこの特例は廃止すべきである。

3. 開業年における青色申告承認申請書の提出期限の緩和（所得税・法人税）

開業当初は税務上の届出期限についての理解が希薄であることも多く、青色申告の承認申請に係る期限を経過することが多い。そこで、開業年に限り、その承認申請期限を申告期限までとするべきである。

VIII その他

1. 印紙税を廃止すること

印紙税は経済取引に伴い作成される文書の背後にあるその取引によりもたらされる互いの利益享受に担税力を見出して、その取引に際して作成される契約書や領収書等に対して課税しようとするものである。しかしながら文書に担税力などなく、経済取引については既に消費税が課されており、印紙税は経済取引に対する二重課税であると考えられる。

また、印紙税法は申告という行為は一切必要とせず、納税者自らが課否を判断して税額の算定等を自主的に行い、所定の印紙税を納付するという「自主納付」の制度を採用しているが、印紙税法が課税文書・非課税文書を明確に区分する理論的根拠を有しないことにより、納税者が自身で印紙税の課税・非課税の判断を行うのに苦慮するケースが多い。

さらに、同じ内容の経済取引であっても電子文書には課税されないことから、IT化に伴う電子商取引によるペーパーレス化が進む大企業とIT化が進展しない中小企業・個人事業者との間に著しい不公平が生じてきている。

以上述べたように、印紙税は課税の根拠が不合理・不明確であり、また課税の公平の観点からも印紙税を廃止すべきである。

2. 環境税の拙速な導入を避けること

二酸化炭素の25%削減はわが国の国際公約となりつつあり、二酸化炭素削減の手段としての環境税の導入そのものに反対するものではない。

しかしながら今現在、環境税についての国民的議論が尽くされているとは言いがたい。

したがって環境税の導入と制度設計にあたっては広く国民に周知し議論を喚起するとともに、以下のような配慮が必要と思われる。

環境対策という名の下に安易な増税を行わないこと。環境税の二酸化炭素削減への寄与度合を逐次情報開示すること。石油関連諸税との整理・統合を図るとともに、消費税との二重課税にならないよう制度設計を行うこと。納税者の税負担、事務負担が過度とならないよう配慮すること。上記の点を慎重に配慮・検討した上で、環境税の導入を目指すべきである。

以上